(c)　(d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(d)　(a)から(c)までの規定は、関税分類番号一一〇八一二・〇九〇、一一〇八一三・〇九〇、一一〇八一四・〇九〇、一一〇八一九・〇一九、一一〇八一九・〇九九、一一〇八二〇・〇九〇、一一〇二〇・一五九及び一九〇一九〇・一七九の品目に分類される原産品について適用する。

(e)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ―17の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

19　ＴＲＱ―18　調製食用脂

(a)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の各年における合計割当数量及び各年における枠内税率については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）	枠内税率（パーセント）
一	三六〇	二〇・三
二	三八〇	一九・四
三	四〇〇	一八・四
四	四二〇	一七・四
五	四四〇	一六・五
六	四六〇	一五・五
七	四八〇	一四・五
八	五〇〇	一三・六
九	五二〇	一二・六
一〇	五四〇	一一・六
一一	五六〇	一〇・七
一二年目及びその後の各年	五六〇	一〇・七

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号二一〇六九〇・二九一の品目に分類される原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ―18の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

20　ＴＲＱ―19　ココアを含有する調製食料品

(a)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の各年における合計割当数量及び各年における枠内税率については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量（メートル・トン）	枠内税率（パーセント）
一	五八〇	二〇・三
二	五八〇	一九・四
三	五八〇	一八・四
四	五八〇	一七・四
五	五八〇	一六・五
六	五八〇	一五・五
七	五八〇	一四・五
八	五八〇	一三・六
九	五八〇	一二・六
一〇	五八〇	一一・六
一一	五八〇	一〇・七
一二年目及びその後の各年	五八〇	一〇・七

(b)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)　(a)及び(b)の規定は、関税分類番号一八〇六二〇・二九〇の品目に分類される原産品について適用する。

(d)　日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのＴＲＱ―19の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

21　ＴＲＱ―20　ココアを含有する調製食料品（チョコレートの製造用のものに限る。）

(a)　(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i)　各年において欧州連合から輸入される当該原産品の合計数量が次の表に掲げる合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量（メートル・トン）
一	四四〇
二	五二六
三	六一二
四	六九八
五	七八四
六	八七〇
七	九五六
八	一、〇四二